

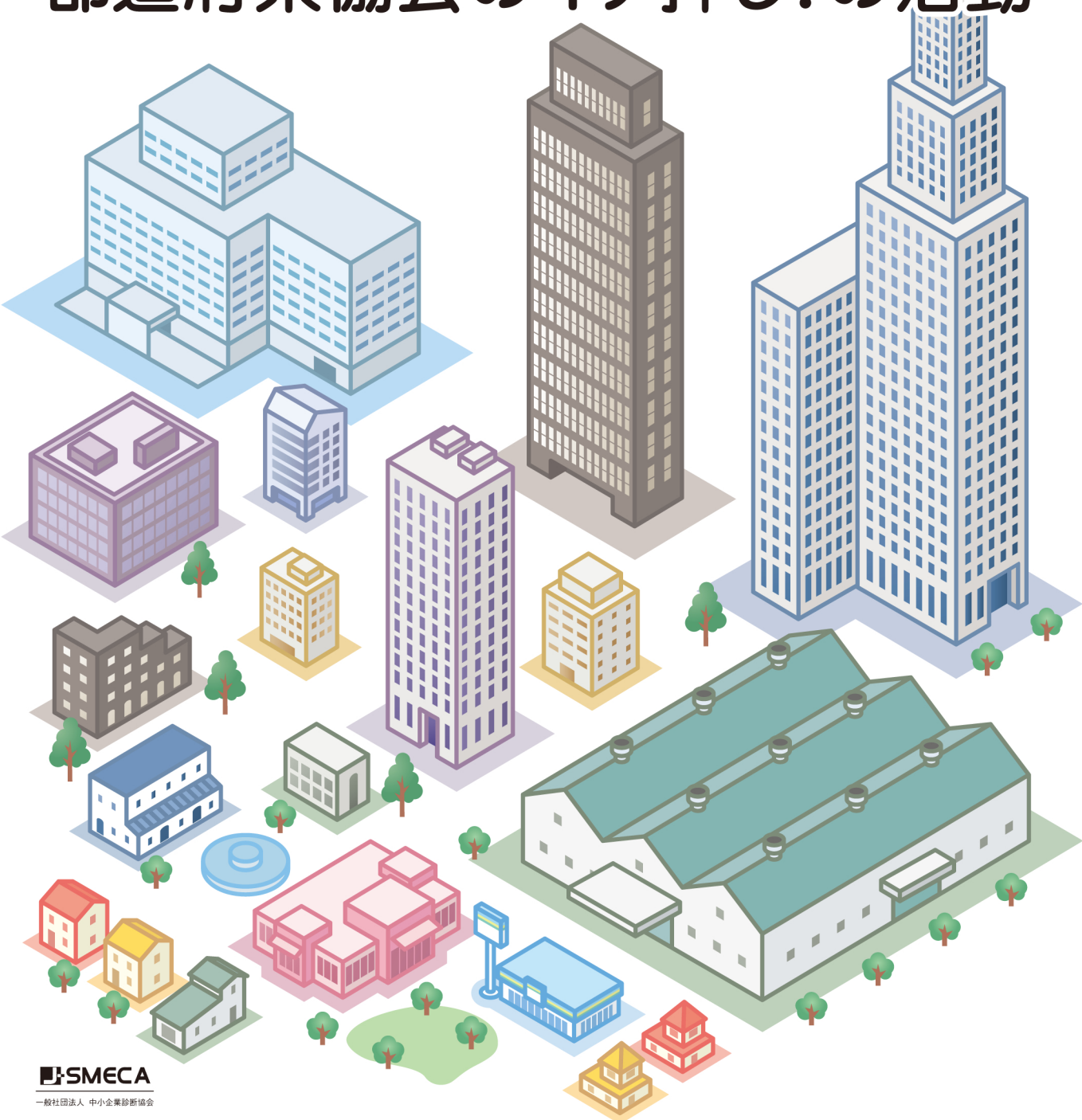
企業診断ニュース

別冊

変革する中小企業のナビゲーター，中小企業診断士

[Vol.2]

都道府県協会のイチ押し!の活動



CONTENTS

企業診断ニュース 別冊 Vol.2

2016年2月 目次



平成28年2月1日発行

編集発行人：野口 正

印刷：美研プリンティング

本誌掲載の論文ならびに資料の
掲載は当協会の承認を要す

■ 巻頭のご挨拶	3
◎『企業診断ニュース』別冊 Vol.2の発行にあたって	福田尚好
■ 県協会のご紹介	
◎岩手県中小企業診断士協会	4
◎茨城県中小企業診断士協会	5
◎埼玉県中小企業診断協会	6
◎千葉県中小企業診断士協会	7
◎神奈川県中小企業診断協会	8
◎富山県中小企業診断協会	9
◎福井県中小企業診断士協会	10
◎滋賀県中小企業診断士協会	11
◎大阪府中小企業診断協会	12
◎兵庫県中小企業診断士協会	13
◎山口県中小企業診断協会	14
◎香川県中小企業診断士協会	15
◎愛媛県中小企業診断士協会	16
■ 中小企業診断士制度の変遷	
◎中小企業診断士制度の変遷	17
◎中小企業支援法 抜粋	19
◎中小企業診断士登録証（見本）	19

『企業診断ニュース』別冊 Vol. 2 の発行にあたって

このたび、一般社団法人 中小企業診断協会では、日頃より皆様方にご愛読をいただいております機関誌『企業診断ニュース』の別冊 Vol. 2 を発行いたしました。

本誌の発行は、当協会のブランディング戦略の一環で、中小企業診断士の知名度向上に向けた取組みの1つとして実施したものです。

中小企業診断士実務補習の受講者の方々をはじめとして、中小企業関係機関や地域金融機関、さらには大学や連携する他士業の皆様方に対し、私どもの都道府県協会における職域拡大に向けた取組みや、所属している会員中小企業診断士への人材育成事業などの特色のある協会活動内容について、広くご理解いただくことを目的としております。

本誌をご覧くださった皆様方にとりまして、中小企業診断士や私どもの都道府県協会へのご理解の促進に、少しでも役立ちましたら幸いです。

平成28年 2月



一般社団法人 中小企業診断協会 会長 福田 尚好

岩手県中小企業診断士協会

協会のモットーは「仲間意識の醸成」

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆協会所属のプロコンであることに誇りを持つ

「仲間意識の醸成」とは、必ずしも集まる機会を多く持つということではありません。会員1人ひとりが、「たとえ小さなことでもいいから、協会の仲間のために自分がやれることを実践しよう」という意識を持ってもらいたいということです。仲間意識の醸成を総会の運営方針に掲げてから、2年が過ぎようとしています。この間に、会長・副会長が実践した「仲間意識の醸成」の事例をいくつか挙げてみます。

- ①ある業界団体のアンケート結果の集計・報告書の作成を、若手の会員と2人で実施した。
- ②経営指導している企業を、会員が運営する会計事務所に紹介し、契約に至った。
- ③大学教授を定年退官（その後、名誉教授）した会員に、副会長が事務所開設を支援した。
- ④県の主催する委員会などの委員に会員の推薦を依頼され、採択された事例が数件ある。



山火弘敬副会長（左）と
菅原光政理事（右）

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆日本経営診断学会の研究発表会で発表の機会を！

当協会の特色の1つは、日本経営診断学会との連携です。会長が同学会の理事・東北部会長を務めています。学会に加入している会員は3人と決して多くはありませんが、学会事務局をお願いしている岩手県立大学ソフトウェア情報学部の教授や学生（院生）たちとの交流の機会にもなっています。毎年1回、協会と同学会が共同で「研究発表会」を開催しており、研究発表をする機会の少ない企業内診断士に、毎回1人ずつ発表をしてもらうようにしています。

平成27年度の研究発表会は11月上旬に開催され、外食チェーン（本社・北上市）に勤務している会員が、「岩手県の外食産業概観」について発表しました。平成26年度は、全酪連勤務の会員が、「酪農におけるマネジメントサイクルの作り方」について発表を行いました。当日は岩手県立大学の准教授、学生からも研究発表があり、協会側と大学側から合計20人ほどの参加がありました。研究発表会終了後には、交流会も開催しました。



研究発表会で基調講演をする宮健会長（左）
研究発表をする小田島広実会員（右）

茨城県中小企業診断士協会

中小企業の現場に即した支援の実践

プロコン・企業内診断士向けのイチ押し！の活動

茨城県協会では、プロコン・企業内診断士を問わず、定期的に診断士のスキルアップを目指した活動を行っています。

特徴としましては単発的ではなく、数ヶ月の期間の中で数日間企業を訪問し、社長などへヒアリングをして、現状分析をしっかりと行ったうえで提言をしていくものです。

写真掲載のものは、平成27年12月から平成28年3月まで計4回を予定とする活動の1回目の様子です。

今回の診断先企業は、茨城県内の桜川市にある地域 No.1の酒屋さんです（ネット販売も実施）。豊富なアイデアを1つずつ実現されている経営者で、バイパス沿いの店舗敷地に現在、酒屋、コンビニ（セブン-イレブン）、農産物直売所などの展開をされています。

社長が偶然に出会った「真壁屋うどん」を使いながら、地域および自社の活性化の道を探るというテーマで実施しています。平成28年2月から実施する予定のイベントである「ひなまつり」に向けて、どのように活性化させていくのか、以下のステップで実行中です。

①第1ステップ

- ・ひなまつりで認知させて店舗への誘致などを行う
- ・他の店舗と実行するのか、誰が何をどのように行うかなどを考える

②第2ステップ

- ・製造先に交渉していく
- ・短期、中長期的にはどうするかなどを明確化する

③第3ステップ

- ・普及させるためのストーリーを考える

プロコン・企業内診断士問わず、ステップごとにチームを構成し、意見を出し合って議論を重ねていくことも特徴の1つです。



埼玉県中小企業診断協会

地元根ざした中小企業支援活動を目指して

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆地元ニーズに根ざした情報提供と受託事業

埼玉県協会（高澤彰会長）は、県庁近くの事務所に会議室と打ち合わせコーナー、専従スタッフを持ち、軽快なフットワークと組織力が強みです。

最近独立した会員に、今後診断士として仕事をするにあたり、協会に期待することを聞いてみました。



高澤彰会長（プロコン塾では直接指導も）

①定例会で情報収集とネットワークづくり

毎月の定例会では、地域の行政や支援団体のキーパーソンから、中小企業の支援現場に即した話が聞けます。また、会員診断士のミニセミナーは、会員がどのような専門性を持って仕事をしているのかがよくわかり、参考になります。

②研究会でスキルアップ

高度かつ実務に即した知識の獲得の場にしたいと思い、興味あるテーマの研究会2つに入会しました。まず、人間関係を作り、自分の得意な分野でスキルアップを図っていきたくです。埼玉県協会では、研究会や受託事業で先輩と経験の浅い診断士がチームを組んで、実務を担当する仕組みがあるので、先輩方の実務のやり方を肌で感じ、身につけていきたくです。そのうえで、実際の仕事の確保につなげていくことを期待しています。



定例会の研修の様子

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

立場の違う2人の企業内診断士に、協会活動について聞いてみました。

①ネットワークと実務経験の確保

勤務先でも中小企業の経営コンサルタントをしています。画一的になりがちですが、埼玉県協会では受託事業の担当者公募の機会が多いので、商店街診断や創業スクールの講師など自分の経験を活かして参加しています。何よりネットワークが広がるのが良いです（コンサル会社勤務、診断士3年目、女性）。

②定例会＆研究会で知識・経験の習得

金融機関は、価値観が画一的だと思います。埼玉県協会ではさまざまな業界・経験を持つ先輩診断士からさまざまな話が聞けます。中小企業診断支援という共通のテーマがあるので、違う業界の話でもよく理解でき、勉強になります。定例会と研究会には欠かさず参加しています（金融機関勤務、診断士1年目、男性）。



創業スクールの様子
(平成27年9月実施)

埼玉県中小企業診断協会 <http://sai-smeca.com>

千葉県中小企業診断士協会

千葉のイチ押し!! 活動

プロコン向けのイチ押し! の活動

◆研究会で楽しく学びませんか

千葉県協会では、診断士スキルアップ研究会、観光・特産品研究会をはじめ、全部で11もの研究会が積極的に活動しています。診断士間の情報交換や交流、そして、お互いに切磋琢磨できる貴重な場となっています。協会ホームページで活動予定や活動履歴も開示していますので、ぜひ、お気軽に参加していただけたらと思います。



研究会の状況

企業内診断士向けのイチ押し! の活動

◆無料の実務補習ポイント取得の取組みを始めました

企業内診断士の皆さんは、5年で30ポイントの実務補習ポイントの取得にご苦労されていることと思います。そのような声を受けまして、千葉県協会では平成27年度より、企業内診断士の方向けに「無料の実務補習ポイント取得」の取組みを始めました。

千葉県協会に所属されていて、各研究会で経験と実績を積んだ方というのが条件にはなりますが、交通費の自己負担以外に費用はかかりません。実際に経営診断をしていただいて、経営者の方にご提案をしていただいたり、観光地活性化のご提案をしていただいたりしています。ポイントの取得はもちろんのこと、企業内診断士の方におかれましては、スキルアップにもつながる大変魅力的な取組みとなっています。この取組みは、千葉県協会の各研究会を中心に行われています。

今後も、千葉県内の各金融機関、公的機関との連携で、各研究会を中心に機会を設けていきたいと考えております。実務ポイント取得でお困りの方は、ぜひ、一緒に取り組みませんか。千葉県協会へのご入会をお待ちしております。



無料実務補習ポイント取得の打ち合わせ

神奈川県中小企業診断協会

「オープン&フラット」な運営で、更なる活性化を目指す

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆県下3保証協会との協働事業、順調に実施中

弊協会は、平成27年度補正予算の信用保証協会中小・小規模事業者経営支援強化促進補助事業に基づき、県内にある3保証協会および県内の金融機関と連携、会員診断士を支援先企業に派遣しています。また、いわゆる“405事業”での会員診断士派遣は昨年度からの継続事業ですが、本年度は金融調整後のモニタリングとして実施される外部専門家派遣が本格化し、本稿執筆時点で100件超の派遣要請を受け、来年度も相当の規模で専門家派遣が依頼される見通しです。

この事業の成果としては、県内にある3保証協会および県内の金融機関、そして派遣先企業から高い評価を受けた会員専門家に対して“ご指名”で派遣依頼が来ているほか、公的予算での派遣終了後も会員専門家に「引き続き民々で関与してほしい」との依頼を受けられるようになっています。

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆今年も「テクニカルショウヨコハマ」会場にて経営相談会を開催

今年も2月3日(水)～5日(金)の3日間、神奈川県最大の工業技術見本市であるテクニカルショウヨコハマ2016（以下、テクヨコ）に、弊協会はブース出展しました。出展社数597、来場者数2万7千人の来場者が訪れるテクヨコは、県内の製造業者に弊協会や中小企業診断士の存在をアピールするとともに、出展および来場する企業経営者と接点を持てる貴重な機会と言えます。

そこで、弊協会ブースに「経営相談コーナー」を設置、独立診断士に加えて、企業内診断士の皆さまにも相談員として参画していただきました。実務に精通したプロコンと協働して、多種多様な相談に対応することで、単に実務ポイントを取得できるだけでなく、複数の中小企業経営者の生の声を聞き、得がたい経験ができました。



富山県中小企業診断協会

会員の活動を後押しする協会事業の取組み

プロコン向けのイチ押し！の活動

当協会のプロコン会員に対して、県内関係機関が実施する各種研修・講習会の講師の斡旋・紹介を積極的に行っています。当協会は、日頃から関係機関との連携を密にして県内中小企業などの支援に取り組んでいるおかげで、診断業務以外にも、講師紹介に関するご相談をいただきます。事務局がプロコン会員の中から適任者を選考し、斡旋・紹介しておりますが、特定の会員に業務が集中しないように気を配り、場合によっては講演内容などのアドバイスを行っています。会員のスキルアップの一助、さらに関係機関などに当協会（協会員）を広く知っていただく良い機会になっていると感じています。

ちなみに、今年度は富山商工会議所の「創業ビジネススクール」、「経営指導員等向け研修」、富山県商工会連合会の「小規模企業支援能力向上研修」、「消費税転嫁対策講習会」、富山銀行の「創業相談研修会」、中小企業大学の「コミュニティビジネス講座」などに講師協力をいたしました。

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

当協会員の約7割の企業内診断士に対しては、「業態別研究部会」活動として「企業内診断士部会」、「指導機関診断士部会」への参加を求め、各部会、年3回程度の情報交流や意見交換、研究発表会などを行っていますが、このような継続的な事業への参加が困難な会員に対しては、年1回開催している「会員発表研究会」に参加いただき、企業内診断士として日頃感じていることや心構えなどを発表してもらっています。

今年度は、民間企業の代表をされている会員から「木製バット業界の現状とわが社の取り組み」について、市役所に勤務されている会員からは「高岡市における北陸新幹線開業効果について」と題し、発表していただきました。



福井県中小企業診断士協会

福井県内の中小企業診断士を「仕事」と「仲間づくり」で応援しています

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆受託診断事業を開拓し、独立を支援しています

福井県協会では、診断士の独立開業を支援するため、公的機関からの受託診断の開拓に努めています。認定支援機関として、県経営改善センターの計画策定や県中小企業再生支援協議会案件への参加をはじめ、金融機関等とも連携し、約20名の会員独立診断士の皆さんに参画いただき、受託実績を上げています。

また、支援ニーズが高まりつつある介護や農業分野についても研究会を設け、新たな支援ノウハウの取得に取り組むとともに、受託診断につながるための働きかけも行っています。今年度は、新たに「売上拡大研究会」を設置し、事例研究などを通じた中小企業の売上拡大の支援ノウハウの取得に加え、独立診断士自らの売上拡大に向けて研修を重ね、スキルアップを図っています。



売上拡大研究会

福井県内でプロコンとして活躍したい方、当協会の活動に参加しませんか。

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆異業種で働く診断士の皆さんの交流と自己研鑽の場を提供しています

福井県協会には、支援機関、金融機関をはじめ、県内企業に勤務する中小企業診断士が約50名参加しています。異業種で働く企業内診断士の皆さんの交流促進と会員同士の支援ノウハウの共有を目的に、毎月の研修会開催に併せて食事を交えての交流会を開催しています。

平成27年10月には、日本銀行福井事務所の江藤公彦所長を講師にお迎えして、「経済の先を読む」と題し、日本経済や福井県経済の各種指標を取り上げながら、今後の見方について解説いただき、講演後は会員とともに交流会にもご参加いただきました。

また、毎年、国内と海外の視察研修会を実施し、今年度は山陰地方を訪問、歴史を活かしたまちづくりや門前商店街の再生、水産物直売所などを含めた特徴ある観光資源の活用策についてヒアリングや体験を通して学びました。海外視察研修では、一昨年ベトナム、昨年のタイに続き、今年度はカンボジアを訪問予定で、福井県内から現地に進出している企業を訪ね、海外展開の取り組みや課題、現地で直面する諸問題などを調査します。



日銀福井事務所長を講師に研修会

福井県内企業にお勤めの診断士の皆さん、当協会の活動に参加し、人脈づくりと資質向上を図りませんか。

滋賀県中小企業診断士協会 プロコンと企業内診断士のコラボレーション！

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆女性のチャレンジ支援講座開講！

当協会からは、プロコンと企業内診断士の若い会員2人のコラボで実現した活動を報告します。

今回、滋賀県立男女共同参画センター様からの委託をいただき、「女性のチャレンジ支援講座」と「女性のチャレンジフォーラム」を開催しました。これは出産や子育てなどで一旦、仕事を中断した女性を対象に、県内の女性の起業家を育成するものとなっています。

まず、プロコンの会員は講座を主に担当しました。講座は、入門編で自身の夢やライフプランを改めて考え、実践編で具体的な起業に向けた情報・ノウハウを学ぶ内容となっています。

プロのコンサルタントとして、各回の講座を大いに盛り上げ、非常に高い受講生満足度をいただくことができています。本講座を通じて、改めて女性活力の重要性に気づくとともに、1件でも多くの起業につなげ、その事業が継続するよう、当協会としてもフォローをしていきます。



実際の講義風景

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆女性のチャレンジフォーラム 開催！

次に、企業内診断士の会員は「女性のチャレンジフォーラム」のモデレーターを務めました。

フォーラムでは、実際に女性起業家として活躍されている方をパネリストにお招きし、女性ならではの起業時の失敗談や苦労話などをお伺いすることで、起業へのヒントを共有する場となっています。

企業内診断士は、平日はなかなか活動することができませんが、今回のフォーラムが休日開催だったこと、また前述の支援講座で受講生管理や受講後のアンケート集計、講座前の会場設営などのバックヤードを担当していたことから、今回の貴重な体験を得ることができました。

当協会には、プロコンの会員だけでなく、企業内診断士にも“やる気”があれば、垣根なくどんどんチャンスをもたらえる風土があります。今後も当協会はプロコン+企業内診断士による化学反応を発信し、地域経済の活性化の一翼を担ってまいります。

(文責：山本 邦博、佐々木 勝也)



女性のチャレンジフォーラムの様子

大阪府中小企業診断協会

診断士ブランディング化の先頭ランナーを目指して

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆“キャッシュを生み出す在庫の最適化”「在庫最適化グループ」

在庫最適化グループは、マーケティング系・生産管理系・IT系などの多彩な専門分野を持つプロコン11名で構成されており、「単に在庫を最適化するだけでなく、在庫を最適化して創造したキャッシュを、次なる成長機会に繋げていく支援」を行っています。

支援の特徴は、下記のとおりです。

1. 在庫の問題は、経営の問題の縮図と考えており、在庫を切り口として経営全体の変革を支援しています。
2. 現状の問題解決だけではなく、企業の成長に向けたキャッシュの投入戦略の策定・実行を支援しています。
3. 1つの方向からではなく、多面的・複合的に捉え、業務プロセス担当、倉庫担当、IT担当の3人体制で支援チームを編成しています。
4. 企業の在庫管理に対する成熟度を、“レベル1”から“レベル7”まで7段階に分類して、成熟度に応じた支援メニューを提供しています。
5. 成熟度を測定するための診断ツールを開発・導入しています。



企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆“いつかは独立！ 企業内診断士のための交流会”「独立希望者の会」

業種別交流会のうち、最も新しい分科会が平成27年4月発足の「独立希望者の会」で、コンセプトは「いつかは独立！」です。発起人8名には「すぐにも独立」と考える若手から「定年後に」とのんびりしているベテランまでさまざまな企業内診断士に加え、新米独立診断士も揃っていました。そのため、すべての企業内診断士のお役に立てるよう、多様な独立の可能性を知り、調べ、独立プランを立て、プランを磨くための場を参加者全員で創り上げることを目的としました。

これまでの活動は、以下のとおりです。

1. 活躍中の先輩を招いて独立前後の熱のこもったお話を伺いました。
2. 有志が独立後のビジネスプランを発表し、メンバー間の活発な意見交換を行い、数々のアドバイスを受けました。
3. 現在、独立マニュアルを作成中で、留意事項・知識および人脈拡大などのお役立ちマニュアルの作成を目指し、まずは活動レポートの形でまとめるべく章立てまで検討済みです。



兵庫県中小企業診断士協会

会員診断士のお互いの顔が見え、より一層のパワーアップ・活動をサポート

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆プロコン育成塾の先駆けとして120人超を輩出

当協会の「プロコン育成塾」は、今年11期目を実施中です。診断士協会主催のプロコン養成セミナーとしては全国の先駆けと自負しており、修了生は130名近くになりました。

当塾の主な特徴として、次の点が挙げられます。①コンサルタントの基本スキルである「聴く」、「話す」、「書く」、「診る」、「創る」、「獲る」能力を講義や個人ワーク、実習などで習得。②民間主体で活躍中の講師が、クライアント開拓や商品づくりの実践的なノウハウを、成功例、失敗例を交えて伝授。③座学と並行して1人で1企業を診断し、個別指導や報告演習会でアドバイスを受け、診断先企業で報告会を実施——。こうした厳しくも温かい指導と交流の中から、本当のプロを目指す診断士が続々と生まれています。

一方、公的支援機関の考え方を理解した診断士を増やす狙いで、平成27年7月から新たに始まったのが会員研修事業セミナーです。こちらも毎回定員をオーバーするくらいの受講で大盛況です。



講師と受講生の真剣なやりとりが行われるプロコン育成塾

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆年に1度のおまつり、「わっしょい！」が大盛況

企業内診断士の方たちのお互いの交流・活性化を図ることを目的に、企業内診断士まつり「わっしょい！」を開催しています。きっかけは「協会＝プロコンのためのもの」というイメージを払拭し、企業内診断士にも積極的に協会活動に参加してほしい、協会を活用してほしい、というものでした。

しかし、協会委員会の構成メンバーはプロコン診断士がほとんど。そこで、「企業内診断士の興味・関心は企業内診断士に聞け」ということで、当協会会員の企業内診断士で構成される「ビジネスエキスパート研究会」にイベント企画・運営を依頼、会員研修委員会がサポートする形で3年前の第1回開催にこぎつけました。翌年には第2回も無事開催することができ、当協会の恒例行事として認知されるようになりました。第3回は、県内在住の企業内診断士から協力者を募り、実行委員会を立ち上げ、ゼロからイベントを再構成。これまでの講演だけでなく、パネルディスカッションやワールドカフェも実施しました。第4回は平成28年3月12日(土)に開催します。詳しくは当協会HPを参照ください。



ワールドカフェが盛り上がる企業内診断士まつり「わっしょい！」

山口県中小企業診断協会

企業内診断士も活動の機会が多い山口県協会！

プロコン向けのイチ押し！ の活動

◆センター事業などへの取組み

当協会のプロコンは、最近では資格取得後、すぐに独立の道を選ぶ診断士が多く、プロコンのうち、40代以下の若手が2割を超えています。そういう意味では、バイタリティ溢れる会員が多いのが特徴です。

平成25年より始まった経営改善計画策定支援事業（以下、センター事業）にも、多くの会員が取り組んできました。当初、研究会を立ち上げ、地元の金融機関と意見交換の場を持ち、また、特定の金融機関と提携するなど、センター事業への取組みを会員個々だけでなく、認定支援機関である当協会として受け、参加者を募ってきました。その際、診断協会としての品質確保のために、ベテランと若手がペアで取り組むなど2名体制とし、なるべく多くの会員の経験の場を確保しています。ちなみに平成27年10月末現在で、認定支援機関として携わった案件は43件（会員個々31件、当協会12件）に上り、センター事業ではひと役買ってきました。



企業内診断士向けのイチ押し！ の活動

◆企業内診断士も参加しやすい風土

当協会の取組みとして、最近では他県への研修視察旅行を実施しています。他県協会との情報交換のほか、有力企業の経営者による講話、工場見学などによる会員個々の目利きの向上を目的にしており、これまで佐賀・愛媛の両県協会にご協力をいただきました。話題の観光スポットの訪問や夜の懇親会も楽しみの1つです。企業内診断士の参加も多く、人脈形成やスキルアップを図る良い機会となっています。

そのほか、受託事業では、プロコンだけでなく企業内診断士にも声掛けをして、積極的な参加を呼びかけています。

今後、センター事業に加えて、事業引継ぎ支援事業やよろず支援事業など、公的な仕事においても診断士の活躍のフィールドは広がることが期待されます。その際、企業内診断士も積極的に参加し、独立開業の足掛かりにしてもらってもよいと考えています。当協会は、何より会員個々のレベルアップこそが、中小企業診断士全体の評価の向上につながるものと考えています。



香川県中小企業診断士協会

周りから必要とされ、役に立ち、認められる診断士を育成しています

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆全国から注目されている「経営コンサルタント養成講座」

プロの経営コンサルタントとして自立する（稼ぐ）ための基本的な心構えを学ぶとともに、実践的な知識・スキルと商品の習得を目的として2007年から毎年開催しています。対象はアーリーステージの診断士，基礎から学び直したいと決意した診断士ほか。「現場で役に立つ」，「パラダイムシフトが起きた」などの評価を得て，県外からの参加も増えています。

成長し続ける本物の経営コンサルタントには，「人間力」，「商品力」，「営業力」の3つの能力が不可欠です。「人間力」は人格と人間的魅力を向上させる，「商品力」はコンサルティングメニューの幅と深みを増して活用力を高める，「営業力」は受注力向上と営業構造づくりに注力する。受講後に独立開業した診断士がたくさんいます。

講師は各分野のエキスパートである先生方を全国各地からお迎えしています。2012年，2013年は埼玉県協会の高澤彰会長，2014年は長野県協会の瀧澤恵一会長，2015年11月は山梨県協会の大館健児会員がご担当くださいました。



「経営コンサルタント養成講座2015」には，県外からも多くの参加がありました。

企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆毎月1回地元金融機関との共催，無料経営相談会

地域経済への貢献の意味も込め，金融機関において無料経営相談会を定期的を実施し，能力開発と受注の機会を創出しています。金融機関側がマッチングの機会を提供してくれることで，会員にとって企業との出会いの場として活かせるチャンスが生まれる…というわけです。金融機関は相談会に先立ち，コンサルニーズのありそうな企業を選定，協会は会員に対してアドバイザーを募集。

そして相談会後は，継続ご支援の提案書を持参のうえ診断報告会を行い，新規の受注へつなぎます。財務診断・営業提案などコンサルタントとしての基本的な業務フローを経験することにより，会員の実践的な能力アップを図っています。企業内診断士にとっても資格更新ポイントが取得できるだけでなく，コンサルティングの実践を体感できる貴重な機会になっています。



「後継経営者養成講座」，「異業種交流管理者研修」など，研修を多数実施しています。

愛媛県中小企業診断士協会

信頼性を得て、社会に貢献できる診断士としてのスキルアップ活動

プロコン向けのイチ押し！の活動

◆診断士の弱点克服！生産管理スキルアップ研修

当協会では事業委員会を中心に、協会の自立化に向けた収益事業確保のための営業活動に注力しています。その際、問題となるのが我々診断士のコンサルティング・スキルのバラつきです。この問題に対処するため、質の高いアウトプット提供に向けたスキルアップ研修に取り組んでいます。

現在、開講している研修は「生産管理」です。大手機械メーカーOBの診断士が講師を務め、基礎知識から体系的に生産管理を学べる内容で、文系診断士の弱点である生産管理の知識習得の貴重な機会となっています。今回の研修には、地元金融機関からの参加もあり、熱心な質疑応答など有意義なものとなっています。これからも診断士の資質向上・ブランド化に向けた研修を実施していきたいと考えています。



企業内診断士向けのイチ押し！の活動

◆企業内診断士による呼びかけで勉強会が発足

平成26年6月、他県から転入された小島俊一診断士（株式会社明屋書店代表取締役）が発起人となり、企業内診断士が集まった勉強会が組織化されました。目的は、お互いの専門分野を教え合うことによる知識研鑽と、同じような立場の者が集まった意見交換・親睦交流です。会員制度といったあらたまった組織化ではなく、興味のあるテーマのときに集まる緩い組織です。

開催日は、原則的に偶数月の第1木曜日ですが、参加者の中には開業者もいます。したがって、勉強会の前後に自然発生的に情報交換が行われます。年に1回開催される理論政策更新研修の場でしか出会わない方たちですが、仕事に関する質問も発せられて興味のあるテーマで話が広がり、話題が取り持つ仲間が誕生します。

ちなみに、取材のために訪れた平成27年10月のテーマは「コーポレートガバナンスと内部監査」でした。黒河勝久診断士が銀行での業務体験をもとに約1時間講話しました。



中小企業診断士制度の変遷

日本における中小企業の振興策は、各時代における中小企業の実態をふまえて、その時々々の経済環境の変化に中小企業者が的確に対応できるよう多様な政策が実施されてきた。

それらの政策の中で、中小企業診断士制度は大きな役割を果たしてきたが、その特徴は次の2つに整理される。

1. 都道府県等公共機関による診断指導を無料で実施することにより、中小企業経営者の経営改善意欲を喚起し、その経営合理化に寄与したこと
2. 診断指導を行う際に公共機関の職員に加えて、民間の経営指導の専門家（中小企業診断士）を活用するため国による登録制度・試験制度等を設け、中小企業診断士の資質の維持、向上を図ってきたこと

ここでは、中小企業・小規模事業者数の現状を把握するとともに、中小企業診断士制度がどのように創設され、また変貌してきたのかを時系列にそれらの特徴を交えながら解説する。

1. 中小企業診断員（士）登録制度の制定（1952年）

戦後の復興期がはじまった1948年に中小企業庁が設置され、中小企業育成のための中小企業政策が本格的に開始された。その際、金融、組織化、診断・指導が3つの重要政策として位置付けられた。

診断・指導の政策としては中小企業の経営・技術の遅れを克服するため、1948年に「中小企業診断実施基本要領」が制定され、経営に関する専門家を活用する「中小企業診断制度」が発足した。

1952年には診断制度の質的・量的拡充を図るために、優秀な信頼できる専門家を通商産業大臣が登録し、都道府県等による診断指導に活用する「中小企業診断員（士）登録制度」が制定された。

2. 社団法人中小企業診断協会の設立（1954年）

民間の中小企業診断員（士）を構成員とする全国団体として、中小企業診断制度の普及、中小企業診断員（士）の資質向上を図ることを目的に、1954年に社団法人中小企業診断協会が設立された。

以降、（社）中小企業診断協会は「中小企業診断士の社会的評価の向上」、「中小企業診断士の活動分野の拡大」を目標に掲げ、中小企業の振興と発展に努めてきた。さらに、国の指定法人として中小企業診断士試験、実務補習、理論政策更新研修・論文審査を実施している。

また、2012年に個人会員組織から47都道府県協会を会員とする連合体の本部組織として、さらに2013年より一般社団法人へと移行するなど、組織面、運営面での一大改革を成し遂げてきた。

3. 中小企業指導法の制定（1963年）

国、都道府県等が行う中小企業指導事業を計画的、効率的に推進することを目的とした中小企業指導法が1963年に制定され、組合診断、設備近代化診断などに関する16種類の診断要領が制定されるとともに、中小企業診断員（士）は指導事業に協力する者として法的根拠が確立された。さらに、中小企業診断員（士）の試験制度および養成課程（1年間）制度が導入されたのも1963年である。

また、1969年には通商産業省令の改正により、中小企業診断員が中小企業診断士に改称された。

その後、1986年には中小企業診断士の試験・養成課程に、従来の工鉱業、商業の部門に加えて情報部門が新設され、中小企業の情報化支援の専門家を育成する体制が整えられた。

4. 中小企業基本法の改正（1999年）

旧中小企業基本法の基本理念は弱者としての画一的な中小企業像を前提とした格差是正であったのに対して、今回の改正は、21世紀に期待される中小企業像として、機動性、柔軟性、創造性を発揮し日本経済のダイナミズムの源泉として位置付け、このような中小企業を育成発展させることを基本理念としている。また、政策体系も「創業の促進」や「経営革新の促進」が新たに取り入れられた。

5. 中小企業支援法の制定（2000年）

1999年の中小企業基本法の改正を受け、2000年には中小企業指導法が中小企業支援法へと改正され、法律の理念は国・都道府県等による「指導」から中小企業が経営資源を確保することを行政が「支援」という方向に改められるとともに、国と地方公共機関の適切な役割分担により、地域の経済的・社会的諸条件に応じた地域のための支援事業を策定し、実施されることとなった。

中小企業支援法の実施に伴い診断の重点は診断（現状分析）に加え、助言（企業の成長戦略のアドバイス）を重視する診断助言事業へと変更されるとともに、診断を受けようとする中小企業に対する一部受益者負担制度も全面的に導入された。

6. 中小企業支援法に基づく新たな中小企業診断士制度

中小企業支援法の制定を踏まえ、登録制度、試験制度、登録更新制度が以下により変更された。

(1) 部門別登録制度の廃止（2001年）

近年における企業経営の業際化が進展していることや経営情報システムの全業種的普及が行われていることをふまえて、従来の工鉱業、商業、情報部門は廃止され、登録が一本化された。

(2) 中小企業診断士試験の改正（2001年、2006年）

中小企業診断士に期待される役割に即して以下のような知識・能力が求められる。

- ①中小企業経営全般に関する幅広い知識
- ②創業・経営革新の促進に即した知識
- ③助言能力

(3) 登録更新要件の改正（2001年、2006年）

1) 登録の有効期間は5年間で、登録資格を更新するには更新の対象者全員が有効期間内に以下の①②の両方を満たすことが必要である。

- ①新たな知識の補充に関する要件（次の何れか）
 - ・理論政策更新研修（1回4時間×5回受講）
 - ・論文審査（合格で理論政策更新研修1回受講に相当）
- ②実務能力の維持に関する要件

- ・診断実務（30日以上）

2) 休止申請（有効期間内に休止の申請）

登録簿に登録、休止申請日から15年を限度に診断の実務に従事することを休止

7. 中小企業診断士制度の現状

(1) 中小企業・小規模事業者数

2012年12月の中小企業庁報告によると、我が国中小企業・小規模事業者の企業数は385万となり全企業数の99.7%を占め、うち小規模事業者数は334万となっている。何れも2009年と比べると8%以上の減少となる。

このように中小企業・小規模事業者の数は、1986年以降長期にわたって減少傾向にあり、そのトレンドが持続していることが明らかになった。

(2) 中小企業診断士試験申込者数

2009年より第1次試験は20,000名程度の申込者数となっている。

(3) 中小企業診断士の登録者数

2014年7月現在、中小企業診断士の登録者数は22,544名となっている。

（含む休止者）

<参考文献>

企業診断の手ほどき（中谷道達）

新しい中小企業診断士制度（社）中小企業診断協会）

日本の中小企業診断制度（社）中小企業診断協会）

日本の中小企業政策と中小企業診断制度（社）中小企業診断協会）

中小企業支援法 抜粋

制定 昭和38年7月15日 法律第147号
最終改正 平成25年12月11日 法律第98号

(目的)

第一条 この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

<中略>

(中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録)

第十一条 経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関し適切な経営の診断及び経営に関する助言（以下単に「経営診断」という。）を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、中小企業の経営診断の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

- 一 次条第一項の試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、経済産業省令で定める。

(中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験)

第十二条 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るため、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

- 2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の受験手数料は、経済産業大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う同項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。
- 7 経済産業大臣は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 8 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
 - 二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

<以降 略>

中小企業診断士登録証（見本）

<表面>

中小企業診断士登録証	
氏名	中小企業 太郎
	昭和〇〇年△△月××日生
登録番号	012345
有効期間	裏面に記載
上記の者について、中小企業支援法第11条第1項の登録をしたことを証明します。	
平成〇〇年△月×日	経済産業大臣 印

<裏面>

(備考)	
1 登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、経済産業大臣に再交付を申請できる。（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条）	
2 氏名しくは、住所、勤務地又は勤務先に変更があつたときは、経済産業大臣に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。（同規則第13条第1項）	
3 この登録証は、他人に貸付したり、譲渡してはならない。	
4 有効期間の経過等により登録を消滅されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。	
初回登録日	平成〇〇年△月×日
有効期限	平成〇〇年△月×日から平成〇〇年△月×日まで

47都道府県協会連絡先一覧

ブロック	県協会名	住所	電話
北海道・東北	一般社団法人中小企業診断協会北海道	〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館4F	011-231-1377
	一般社団法人青森県中小企業診断士協会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7F (公財)21あおり産業総合支援センター内	017-775-3234
	一般社団法人岩手県中小企業診断士協会	〒020-0878 盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル2F 岩手県中小企業団体中央会内	019-624-1363
	一般社団法人宮城県中小企業診断協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-11-12-303	022-262-8587
	一般社団法人秋田県中小企業診断協会	〒010-0013 秋田市南通築地1-1	018-834-3037
	一般社団法人山形県中小企業診断協会	〒990-2413 山形市南原町1-14-51	050-3681-2427
	一般社団法人福島県中小企業診断協会	〒960-8031 福島市栄町7-33 錦ビル4F	024-573-6370
北関東・信越	一般社団法人茨城県中小企業診断士協会	〒315-0014 石岡市国府1-2-5	0299-56-4301
	一般社団法人栃木県中小企業診断士会	〒320-0065 宇都宮市駒生町1487-14 ナック・ワース・プロ(有)内	028-652-6224
	一般社団法人群馬県中小企業診断士協会	〒371-0036 前橋市敷島町244-1	027-231-2249
	一般社団法人新潟県中小企業診断士協会	〒950-1101 新潟市西区山田3081-6 ビュアハートビル1F	025-378-4021
	一般社団法人長野県中小企業診断協会	〒390-0875 松本市城西2-5-12 城西ビジネスビル2F	0263-34-5430
南関東	一般社団法人埼玉県中小企業診断協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-21 三協ビル5F	048-762-3350
	一般社団法人千葉県中小企業診断士協会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F 千葉県中小企業団体中央会内	043-301-3860
	一般社団法人東京都中小企業診断士協会	〒104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館7F	03-5550-0033
	一般社団法人神奈川県中小企業診断協会	〒231-0005 横浜市中区本町6-52 本町アンバービル8F	045-228-7870
	一般社団法人山梨県中小企業診断士協会	〒400-0042 甲府市高畑1-13-28	055-215-2261
	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会	〒420-0857 静岡市葵区御幸町3-21 ベガサート3F	054-255-1255
中部	一般社団法人愛知県中小企業診断士協会	〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-21-7 名古屋三交ビル8F	052-581-0924
	一般社団法人岐阜県中小企業診断士協会	〒500-8381 岐阜市市橋3-13-15	058-276-6596
	一般社団法人三重県中小企業診断協会	〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル5F	059-246-5911
	一般社団法人富山県中小企業診断協会	〒930-0866 富山市高田527 情報ビル2F	076-433-1371
	一般社団法人石川県中小企業診断士会	〒920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館3F	076-267-6030
近畿	一般社団法人福井県中小企業診断士協会	〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センタービル内	0776-67-7447
	一般社団法人滋賀県中小企業診断士協会	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 4F	077-511-1370
	一般社団法人京都府中小企業診断協会	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 ASTEM棟301	075-325-5731
	一般社団法人奈良県中小企業診断士会	〒630-8217 奈良市橋本町3-1 きらっ都・奈良3階302号	0742-20-6688
	一般社団法人大阪府中小企業診断協会	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7F	06-4792-8992
	一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター8F	078-362-6000
	和歌山県中小企業診断士協会	〒640-8214 和歌山市寄合町44 宮本ビル3F(株)奥村総合企画内	073-428-7370
中国	一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会	〒683-0064 米子市道笑町2-242	0859-32-5060
	一般社団法人島根県中小企業診断協会	〒690-0048 松江市西線島1-4-5 (株)社長室内	0852-28-1600
	一般社団法人岡山県中小企業診断士会	〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所8F816号	086-225-4552
	一般社団法人広島県中小企業診断協会	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3F	082-569-7338
	一般社団法人山口県中小企業診断協会	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-934-3510
四国	一般社団法人徳島県中小企業診断士会	〒770-0804 徳島市中吉野町3-27-4	088-622-7521
	一般社団法人香川県中小企業診断士協会	〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センター402号	087-814-6456
	一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会	〒790-0003 松山市三番町4-8-7 第5越智会計ビル1F	089-961-1640
	一般社団法人高知県中小企業診断協会	〒780-0822 高知市はりまや町3-19-15 factビル3F AI経営コンサルタント内	088-878-1198
九州・沖縄	一般社団法人福岡県中小企業診断士協会	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター10F	092-624-9677
	一般社団法人佐賀県中小企業診断協会	〒849-0905 佐賀市金立町大字千布1450番地10 (有)フジソーケン内	0952-98-0441
	一般社団法人長崎県中小企業診断士協会	〒850-0056 長崎市惠美須町7-21 惠美須マンション2F	095-822-3621
	一般社団法人熊本県中小企業診断士協会	〒860-0805 熊本市中央区桜町4-10 甲斐田ビル6F 山下経営研究所内	096-323-5144
	一般社団法人大分県中小企業診断士協会	〒870-0037 大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル2F	097-538-9123
	一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会	〒880-0939 宮崎市花山手西2-33-9	0985-55-1836
	一般社団法人鹿児島県中小企業診断士協会	〒890-0046 鹿児島市西田2-20-26-401	099-258-1871
	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会	〒903-0801 那覇市首里末吉町4-2-19 コーポ23-202号	098-917-0011



Japan Small and Medium Enterprise Management Consultant Association

一般社団法人 中小企業診断協会

〒104-0061 東京都中央区銀座 1-14-11 銀松ビル 5F ☎ 03-3563-0851(代) http://www.j-smeca.jp/